

豊田市家庭児童相談室非常勤特別職員募集要項

1 募集職名	豊田市家庭児童相談室の育児支援専門員（地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職）
2 募集人員	若干名
3 職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育支援が必要な家庭に対して、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと ・ 養育支援のための家庭訪問、電話相談に関すること ・ 養育支援が必要な家庭に対して、ヘルパー派遣のための情報収集、支援計画作成、活動調整、評価に関すること ・ ヘルパー派遣の決定を行う支援会議の運営に関すること ・ 虐待通告の対応に関すること ・ 乳幼児健康診査に関すること ・ その他所管職員の指示事項に関すること
4 応募資格	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者</p> <p>(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したものの</p> <p>(3) 社会福祉士</p> <p>(4) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したものの</p> <p>(5) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの</p> <p>(6) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの</p> <p>(7) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの</p> <p>(8) 社会福祉士となる資格を有する者（(3)に規定する者を除く。）</p> <p>(9) 精神保健福祉士となる資格を有する者</p> <p>(10) 保健師</p> <p>(11) 助産師</p> <p>(12) 看護師</p>

豊田市家庭児童相談室非常勤特別職員募集要項

	<p>(13) 保育士</p> <p>(14) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者</p> <p>(15) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が 2 年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間</p> <p>② 児童相談所の所員として勤務した期間</p> <p>(16) 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者（(15) に規定する者を除く。）</p> <p>(17) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員</p> <p>ただし、地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者</p>
5 委嘱期間	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 委嘱の期間は平成 29 年度としますが、再任を妨げません。
6 報酬等	月額 28 万円と通勤の費用弁償を支給します。
7 勤務時間	午前 9 時から午後 5 時 15 分まで（うち、原則として正午から午後 1 時までを休憩時間とします。）
8 休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
9 休暇	規定された年次有給休暇、有給または無給の特別休暇があります。
10 福利厚生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。公務災害補償があります。
11 勤務場所	豊田市役所 子ども部 子ども家庭課 （愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地）
12 選考方法	応募を受け付けた後、書類審査のうえ、面接
13 応募方法	①「豊田市育児支援専門員雇用志願書」 ②「職務経歴書」（様式は任意） を記入し、豊田市役所子ども家庭課へ提出してください。（郵送可）
14 締切日	平成 29 年 9 月 12 日（火）
15 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は、別添「豊田市育児支援専門員設置要綱」をご確認ください。 ・応募資格がないことや志願書の記載事項に不正があることが判明した場合は委嘱を取り消すことがあります。
16 問合せ	豊田市役所 子ども部 子ども家庭課 家庭児童相談担当 大上、中根 電話番号 (0565) 34-6636 Fax 番号 (0565) 32-2098 メールアドレス kajiso@city.toyota.aichi.jp